

**WLB**  
work-life balance  
仕事と生活の  
調和のとれた働き方で  
会社も社員も元気に!!



# ワーク・ライフ・バランス 推進デーを設けしよう。

## 毎月特定日(例えば、第三金曜日)を ノー残業デーに!

労働時間の長時間化による様々な問題が表面化しています。会社の制度としてノー残業デーを設けることによって、残業を前提としていた働き方を見直し、従業員のリフレッシュや家庭との両立はもちろん、残業時間にかかっていたコストの検証や、業務の効率化などに取り組むきっかけとなります。



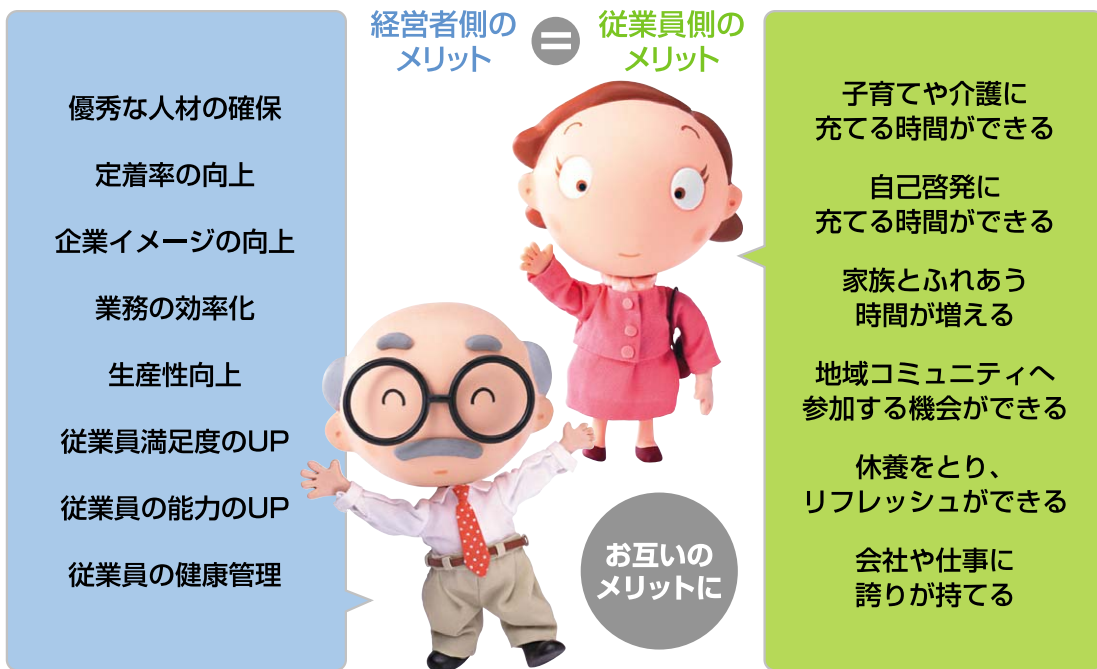
# ワーク・ライフ・バランスで企業力を向上

## ワーク・ライフ・バランスとは

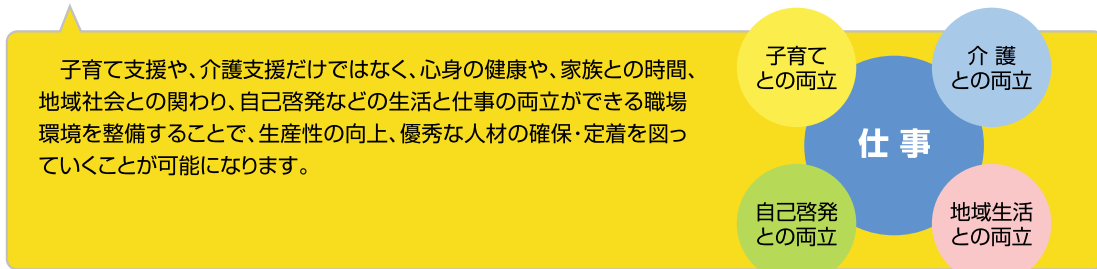
ワーク・ライフ・バランスの考え方は、家庭生活の充実だけを目指すものではありません。家庭生活のほか、地域活動、自己啓発などを充実させ、生活全般のバランスをよくすることで、仕事の充実を図り、企業体質を強くする考え方です。

ワーク・ライフ・バランスの対象となるのも、出産や育児、介護の必要がある従業員だけでなく、一人ひとりが自分のライフスタイルやライフステージにあった働き方を選択できるよう支援するものです。

## ワーク・ライフ・バランスを推進するとどんな良いことがあるのか



## どんなことをするのがワーク・ライフ・バランスの推進なのか。



ワーク・ライフ・バランスを推進するために不可欠なことは、労使の協働です。

社員のためになることは 会社のためになる。

会社が良くなれば、 ぼくも良くなる。

いっしょにワーク・ライフ・バランスに取り組みましょう。

## ワーク・ライフ・バランスの分類別施策例



### 休業・休暇

- 育児休業制度
- 育児休暇制度
- 配偶者出産休暇制度
- 子どもの看護休暇
- 介護休業制度
- 介護休暇制度
- ボランティア休暇制度
- 自己啓発休暇制度

### 働き方の見直し

- ノー残業デー
- 短時間勤務制度
- 勤務地選択制度
- フレックスタイム制度
- 裁量労働制度
- 短時間正社員制度
- シフト勤務制度

### キャリア支援

- 人事評価の見直し
- 自己啓発支援制度
- キャリア向上研修
- 育児休業や介護休業後の原職復帰制度
- 育児休業や介護休業中の研修制度
- 職能資格制度

### その他

- 事業所内託児施設
- 育児や介護サービスの利用料の援助制度